**平成２８年度　第１回鶴岡市環境審議会　会議録**

○　日　時　　　　　平成２８年８月３日（水）　　　14:00～

○　会　場　　　　　鶴岡市役所本所6階　大会議室

○　審議事項　　　　（１）平成２８年度主要事業について

（２）鶴岡市における風力発電設備の設置等に係るガイドライン(案)について

　　　　　　　　　　（３）鶴岡市再生可能エネルギー利用施設の設置等に係る基本ガイドライン(案)について

　　　　　　　　　　（４）その他

○　出席委員

○　欠席委員

○　市側出席職員

市民部長　佐藤茂巳、市民部環境課課長　東海林敦、同課長補佐　富樫昌明、

同環境専門員　瀬尾裕、同主任　菅原大愛、同主事　木村光希

○　公開・非公開の別　　　公開

○　傍聴者の人数　　　　　０人

○　会議録

|  |  |
| --- | --- |
| **【１．開会】**  （事務局）  **【２．あいさつ】**  (会長)  (事務局)  （事務局）  （事務局)  （事務局）  （事務局）  （事務局）  （事務局）  （事務局）  （事務局）  **【３．協議】**  （会長）  （事務局）  （会長）  （委員）  （事務局）  （事務局）  （事務局）  （会長）  （委員）  （事務局）  （事務局）  （会長）  （委員）  （事務局）  （会長）  （委員）  （事務局）  （会長）  （事務局）  （会長）  （委員）  （事務局）  （事務局）  （委員）  （事務局）  （委員）  （事務局）  （委員）  （事務局）  （会長）  （委員）  （事務局）  （委員）  （事務局）  　　（会長）  　　（事務局）  （会長）  　　（委員）  （事務局）  （委員）  （事務局）  （会長）  （委員）  （事務局）  （委員）  （事務局）  （会長）  （事務局）  （会長）  **【４．その他】**  （事務局）  **【５．閉会】**  （事務局） | 皆様、本日はお忙しい中、ご出席頂きまして、誠にありがとうございます。  本日の進行を務めさせていただきます、環境課長の東海林と申します。  どうぞ、よろしくお願いいたします。  それでは、ご案内の時刻となりましたので、ただ今から平成２８年度　　　第１回鶴岡市環境審議会を始めさせていただきます。開会に当たりまして、開催の時期に関してご説明を申し上げます。例年の審議会は年度末に開催しており、前回は２月２２日でしたが、今年度は時期を早めて開催させていただきました。その理由につきましては、風力発電設備設置と再生可能エネルギー設備設置に関するガイドラインについて、この時期に皆様のご意見を頂戴し、ガイドラインの施行を今年度からとしたい考えでございます。次回以降も前年の実績が確定し、次年度事業の検討が始まる今の時期に開催していきたいと思っているところでございます。  では、次第に従いまして進めさせていただきます。  次第の２．あいさつを、俵谷会長より頂戴したいと思います。  山形大学農学部の俵谷でございます。昨年度会長に選出されまして、今年度２年目でございますけども、昨年度同様今年度もよろしくお願いいたします。  どうもありがとうございました。それでは協議に入ります前に、事務局の方から委員の交代に関してお知らせを申し上げます。本日、お渡ししました名簿をご覧いただきたいと思います。名簿の中の朝日庄内森林生態系保全センター所長さんが、今年度の人事異動により加藤所長さんから椙沢所長さんに交代しましたのでよろしくお願いを申し上げます。それから事務局のほうも年度当初の人事異動によって代わっております。今年度から事務局となりました職員から自己紹介をさせていただきます。まず、市民部長からお願いします。  この四月から市民部長を拝命いたしました佐藤と申します。どうぞ、よろしくお願いいたします。委員の皆様には本日ご多忙のところ会議にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。どうぞ、最後までよろしくお願いいたします。  続きまして、事務局、環境課職員でございますが、木村の方からご挨拶申し上げます。  今年から環境課に配属なりました木村と申します。どうぞよろしくお願いいたします。  続きまして、協議の前に、本会議の成立につきまして事務局から報告させていただきます。  どうも皆様ご苦労様です。環境課の富樫と申します。本日はよろしくお願いいたします。では、事務局から報告いたします。  次第の資料の３ページ鶴岡市環境審議会条例をご覧下さい。会議の成立につきましては、環境審議会条例第６条第２項に、審議会は委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことが出来ないと規定してあります。  本日は１８名の委員中、１３名のご出席をいただいておりますので、本会議が成立していることを報告させていただきます。  続きまして、配布資料の確認をさせていただきます。  本日配布致しました資料は２種類でございます。ひとつは、次第と書かれたもの、もうひとつは平成２８年度第１回鶴岡市環境審議会資料と書かれたものです。よろしくお願いいたします。  資料に不足がなければ、次第に従いまして進めさせていただきたいと思います。よろしければ、協議に入ります。協議の議長は、審議会条例第６条第１項の規定によりまして、会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。  それでは協議に入りますが、本日の終了時間を、おおむね３時３０分頃とさせていただきたいと思いますので、皆様のご協力をよろしくお願いします。  （１）平成２８年度主要事業について、事務局の説明をお願いします。  それでは、平成２８年度の主要事業について説明させて頂きます。平成２８年度の主要事業につきましては、昨年２月の環境審議会でも説明させていただいておりますが、今年度から他の部署より環境課に移管となりました新たな事業がございますので、その事業を中心に説明させて頂きます。環境課では、地球温暖化対策から地域の環境保全等に至るまで、これまで実施してきた事業を継続して実施するほか、自然環境の保全と、豊かな自然や、森林に触れ合う自然環境学習などの取組を推進します。また、鶴岡市地域エネルギービジョンに基づいて、地域資源を活用して、安全安心な生活環境を作り、地域活力を創出するような、再生可能エネルギーを導入する取り組みを推進していきます。それでは事業毎に説明いたしますが、各項目の右端に継続と記載してありますのは、昨年度からの継続事業です。また、今年度から環境課に移管となりました事業は、標題の右端に事務移管と記載してあります。  最初の（１）環境総合対策の①は、只今開催しております鶴岡市環境審議会、そして②が政策企画課から移管されました環境影響評価等の業務です。②は、環境影響評価法に基づく環境アセスメントに対する協力と、本日の議題の（２）、（３）の、市が独自に定めるガイドライン等を通じて、事業者に適切な実施を促すものです。（２）地球温暖化対策の①地球温暖化対策実行計画の推進は市役所すべての温室効果ガスの排出量を５％削減する取り組みです。②省エネルギーの推進は、法律に基づく特定事業者として、年平均１％以上の省エネ効果の達成を推進するものです。③グリーンカーテンの普及促進」は、地球温暖化対策の１つとして、グリーンカーテンを普及するものです。④エコドライブ教室の開催、⑤地球温暖化防止対策の意識啓発は職員を対象にした研修の継続実施と、県と協力して実施する温暖化対策についての普及啓発です。⑥温泉街未利用熱活用事業は今年度の単年度事業でして、現在、湯野浜温泉で取組んでいる環境省の補助を活用する事業です。内容としましては、湯野浜温泉の豊富な温泉の量に着目して、利用していない温泉熱を有効活用するために、温泉街全体で集中給湯設備の導入等の共同インフラ整備を行いまして、全体での燃料削減などを実現し、結果としてＣＯ２排出量の削減に繋げるものです。加えまして、観光分野での効果も期待しておりまして、先導的な環境対策を行う温泉地としての、地域ブランド創出により、地域活性化を図るものです。次の、（３）資源エネルギー対策の①地域エネルギービジョン推進事業は政策企画課より事務移管された事業です。最初の多様なエネルギー関連団体等の連携と新たな取組の調査研究では、鶴岡市地域エネルギービジョンに基づいて、恵まれた自然環境と地域の資源を生かす最適なエネルギーの導入と利用を推進するために、テーマごとに関係者が連携する地域エネルギービジョン推進研究会を開催して、導入課題等を検討します。次の、庁内連携と各種取組の推進では庁内連携会議と市民や企業への情報提供、普及啓発、そして省エネ化・再生可能エネルギーの導入等の市の率先的取組を推進します。再生可能エネルギーの導入の促進では、家庭等の再生可能エネルギー設備の導入を促進するために、再生可能エネルギー設備の設置を行う、個人、事業所に補助金を交付します。地域内での小水力発電事業の推進では、中山間地や農業地などで、電源の確保が困難な場所での電源確保に適した小水力発電事業を地域に普及して、地域活性化につなげる仕組み作りを行う、地域住民団体等の取組に、補助金を交付して、再生可能エネルギーの地域への普及と地域に富が循環する仕組みの構築を目指します。②市有施設等への再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入促進は、国の補助事業を活用して、市の施設への設備導入を行い、環境保全と市の経費削減を図るものでありまして、これまで実施した事業として、防犯灯のＬＥＤ化や、防災拠点、小中学校への太陽光発電設備と蓄電池設備の整備、そして防災拠点施設となる避難場所や避難路への太陽光発電設備を備えたＬＥＤ照明整備について参考として記載しています。③地下水利用対策事務は政策企画課より事務移管しました。鶴岡、藤島、櫛引の３地区に各１個の観測井がありまして、県との委託契約に基づいて地下水位等の観測を行っています。また、地下水を利用する事業者等で組織する庄内南部地域地下水利用対策協議会の運営を行います。この協議会の構成地域としては、鶴岡市、庄内町、三川町の１市２町、そして、会員数は１１７名となっています。次の、（４）自然環境保全活用対策の①森林文化都市構想推進事業は、地域振興課から事務移管された事業です。つるおか森の散歩道２０選の整備・活用は、平成２２年度と２３年度に選定した森の散歩道２０選を、より多くの市民が森と親しめる散歩道とするために、散策道等の整備や維持管理を行うものです。つるおか森の時間の開催は、多くの市民から森に親しむきっかけを作っていただくために、森をフィールドにしたつるおか森の時間のイベントを年４回開催します。７月９日（土）には、朝日の大鳥地区で、山菜採りと森の音を聴きながらの昼食会を開催しました。森のソムリエの育成・活用は、森林に対する親しみを創出する、つるおか森の時間で活躍している森のソムリエの養成と、確保に関するものです。現在、登録した２８名のソムリエに活動していただいています。鶴岡版クアオルト事業の調査・研究事業は、鶴岡の豊かな自然環境と温泉や食文化を利用した、鶴岡版クアオルト事業に向けた調査と研究を行うものです。クアオルトとは馴染みの薄い言葉ですが、森林や温泉などの、自然を利用して治療や養生を行う長期滞在型の療養地とか、健康保養地のことです。次の、②庄内自然博物園構想推進事業は、地域振興課から事務移管されたものです。事業は、大山地区の高館山、大山上池と下池と、都沢湿地を中心とする周辺地域で自然を学習の場として、人と自然が触れ合い、共生する事を目的として、平成２４年にオープンした鶴岡市自然学習交流館「ほとりあ」を拠点施設として展開しているものです。大山上池と下池は日本の重要湿地５００選に選ばれていますし、平成２０年にはラムサール条約に登録されております。鶴岡市自然学習交流館「ほとりあ」及び都沢湿地の維持管理として、大山自治会を指定管理者として拠点施設と湿地の維持管理を実施しています。次に、自然学習及び保全活動の実施として、地元関係機関や団体と学識経験者で組織する「庄内自然博物園構想推進協議会」を実施主体とした推進体制のもとで、活動計画を策定し、自然学習や保全活動などの事業を実施しています。  次の③生物多様性地域戦略の策定に向けた検討は、法律では、策定が努力義務となっている生物多様性の地域戦略について、現状と課題を整理して、来年度に向けての策定を考えているものです。（６）生活環境保全対策は継続事業です。①環境保全推進員の設置は、条例の規定に基づいて市長が３９１名を委嘱しています。②公害等対策対応は、典型７公害などに関して関係法令に定める手続き事務や各種測定事務等を行っています。③公害苦情等対応では、油漏れ事故や野焼きなどの生活環境被害の相談に迅速対応しています。④カラス被害対策では、今後の対策の方向性を検討するために、今年度、カラスの生息調査委託業務を実施します。⑤空き家対策事業では、空き家実態調査結果を活用して、法律に基づく空き家等対策計画の策定を進めまして、今後の鶴岡市としての空き家対策方針を定めます。⑥アメリカシロヒトリ防除対策事業では、防除相談室を設置して、自治会の共同防除に対する防除機械の貸出等を行います。（７）環境意識啓発対策は継続事業です。①環境教育推進事業は環境フェア、親子環境教室、こども環境かるた大会の開催を行います。②環境情報の発信では、環境広報「エコ通信」やインターネットを活用しまして、意識啓発と情報提供を目的とした発信を行っています。以上、平成２８年度環境課の主要事業について説明しました。  ありがとうございました。ただ今の説明について、ご意見・ご質問がございましたらお願いいたします。    温泉街未利用熱活用事業は環境省の事業とのことですが、具体的にどんなものでしょうか。それから、参考のところでLED防犯灯に付け替えたということですが、電気料としてはどのくらいの節約になるのでしょうか。また、事務移管がずいぶんあるようですが、要員的な配置はいかがなものでしょうか。  ３つのご質問を頂戴しました。まず、温泉街未利用熱活用事業について説明します。湯野浜温泉は湯の量が豊富で、逆に言えば余らせている状況から、その豊富な湯量を活かすことが出来ないかという発想から始まっているものです。環境省の補助につきましては、温泉街における未利用資源活用モデル事業として、今年度創設された環境省の事業であり、国のモデル事業の第一号となっています。また、湯野浜温泉のホテル旅館等が事業主体となり、国と市が支援をしていく事業であります。この事業は施設整備を伴うもので、温泉街全体で活用できる共同インフラ設備の整備を行います。具体的に申しますと、既存の源泉のお湯を温泉街全体に廻すために、各温泉旅館やホテルで使う配管と並ぶ温泉街を廻る新たな配管を２系統作ります。１系統は温泉熱を回収してお湯を作る配管で、このお湯を各施設のシャワー等の温水として使います。もう１系統は温泉そのものの供給量を増加させるために温泉の配管を補強するものでありまして、この２系統の配管が計画されています。また、共同インフラ整備以外には、ホテル旅館等がこれを活用して、各施設内でのCO2削減に結び付けるという省エネルギー対策設備の整備です。具体的な内容は各施設によって異なりますが、主にボイラーの燃料節減でして、お湯の量を増やしてボイラーで消費する化石燃料の量を減らすことによりCO2削減を図るというものです。温泉街全体の削減量は計画資料では約１５％となっております。このような大幅な削減が可能になりますのは、豊富な未利用熱を使える温泉街の地域特性にありまして、この地域特性を活用した事業としては全国初のモデル事業です。そして、もう１つは観光分野での効果として、先導的な環境対策を行うということが新たな地域ブランドの創出にもつながるという面で、地元の温泉街が期待をしているところです。このような形で環境分野と観光振興分野の両面から非常に高い効果があげられる事業として、市としましても支援をしているところです。  ２つ目のLED化の事業について説明いたします。このLED化事業は環境省の補助事業でありまして、リース方式で導入しております。金額等の正確な資料は持ち合わせておりませんが、大まかに防犯灯20～40W区分の契約一灯当たり222円だったものが、10W以下の区分になるので、10W以下だと70円程度と東北電力ではなっております。そうしますとだいたい一灯当たり150円程度電気料としては安くなっております。  ３つ目のご質問の人員体制については、今年から市役所の中の事務事業を進める体制が変わり、企画部で持っておりました資源エネルギー関係と自然関係が環境課に移管されてきました。環境課ではこれまで以上に総合的な観点から環境対策を進めておりまして、それに伴う人員的な措置がされております。具体的に申しますと、正職員と臨時職員が各１名増ということで、計２名の増で業務にあたっております。また、移管されてきた事務には、それぞれ精通をしております職員を配置しておりまして、移管事業をスムーズに進めてまいりたいと思っているところでございます。  その他ございませんでしょうか。  再生可能エネルギーの導入についてですが、家庭内における再生可能エネルギー設備の導入についてもう少し具体的に、補助金の交付は有るのか、その補助金交付の審査はどこでするのかなど、補助制度の内容について教えていただきたい。  再生可能エネルギーの導入につきましては、市内に在住されている方を対象にした施設設置の補助でして、太陽光発電はｋｗあたり１万５千円で上限１２万円となっております。その他、木質バイオマスを利用した燃焼機器で薪ストーブ、ペレットストーブを対象にして５万円としております。その他、風力発電設備、太陽熱、地中熱は１事業あたり１０万円と上限を定めております。審査については、環境課に申請書類を提出していただき、交付の決定をさせていただいてから、設置していただく形となっております。  　　補足ですが、これは既存の補助制度でありまして、すでにホームページや、広報、エコ通信等でお知らせもしております。  その他ございませんでしょうか。  自然環境保全活用対策の森林文化都市構想推進事業についていくつか教えてほしいところがあるのですが、まず、つるおか森の散歩道２０選というものは、どの程度市民に周知されているのか、わかりにくいといったような意見などは今までなかったのか、それと、今はクマが出没するということもあるので、むしろ活用というのは自粛した方がいいのではということもありますが、そのあたりはどうでしょうか。  平成２２年度から２３年度にかけまして、森の散歩道２０選を選定いたしましたが、若干まだ浸透度が足りないという状況もあることから、昨年度、地図入りで、１枚ずつ取り外せる防水性の冊子を作りまして、普及を図ろうとしているところです。また、選定したコースの難易度に差がありまして、散歩道程度のコースと、かなりの山登りとなるコースがありますので、環境課職員が現地踏査を行い、コースを改めて検討したいと考えております。クマに関しましては、基本的な注意事項でありまして、散歩道を歩く場合には、クマ鈴をつけるなどの必要な対策を行うことを徹底していただきたいと思います。  ありがとうございました。  　　つるおか森の散歩道２０選の冊子を入手しまして一部のコースを歩いてみましたが、駐車場の明示や、勾配のグラフ化、距離に関しては平面距離ではなく歩行距離で表示されており、難易度があれば皆さんに親しんでいただけるものと思います。  　　つるおか森の散歩道２０選の冊子につきましては、コース毎に難易度を星マークで５段階のレベルで表示しております。その難易度につきましては森林文化都市研究会が現地を調査しまして付けているものです。ただ、先ほどご説明しました通り、改めてコースの難易度と、看板などの設置状況確認作業を行い、皆さんから親しんでいただける森の散歩道を考えていきたいと思います。  その他ございませんでしょうか。ないようですので次に移りたいと思います。次は（２）鶴岡市における風力発電設備の設置等に係るガイドライン（案）について、事務局の説明をお願いします。  鶴岡市における風力発電設備の設置等に係るガイドライン（案）について、説明させて頂きます。本件につきましては、再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度や、電気小売業への参入の全面自由化といった国の施策により、近年、全国的に大型の再生可能エネルギー設備の建設が進んでいるといった情勢が背景にございます。本市におきましても、風力、小水力、或いは木質バイオマスなどに関する様々な問い合わせがきておりまして、実際に建設・稼働しているものもございます。その中で風力発電設備については、現時点で稼働しているものはございませんが、周辺の環境などに与える影響が大きく、実際、一定以上の発電規模となる風力発電設備の設置を行おうとする際には、法律で環境影響評価を行う事が義務づけられています。しかしながら、法律による環境影響評価の対象から外れる規模の場合は、例えばすでに用地が取得されて、周辺整備など工事に関連する発注手続きも一部進んでしまってから、市や周辺住民が建設計画を知るような場合も想定されます。このため、本市としては、昨年度より事業者が風力発電施設の設置を検討する際に、予め市が計画の概要を把握できる仕組みとして、鶴岡市における風力発電設備の設置等に係るガイドラインの策定を検討して参りました。そして、ガイドラインにより、自然環境への影響の低減、景観への配慮、騒音公害等の生活環境被害の防止策の検討、周辺住民の方々との合意形成といった調整を一体的に行うことで、本市におけるエネルギー政策の指針となります鶴岡市地域エネルギービジョンに基づく、円滑な再生可能エネルギーの導入促進が図られることを目指しております。本日は、全国の自治体における風力発電施設の設置に対するガイドラインを参考として素案を作成し、５月に開催しました鶴岡市景観審議会でご審議いただきましたことをふまえた内容となっております。これに本日頂戴いたします意見等を反映させまして、最終的なガイドラインの策定を行いたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。資料については、ガイドラインの概要、本文案、本文の補足となります付表、主な法規制について整理した別表、届出の書類関係をまとめました様式となっております。まず概要ですが、こちらにはガイドライン策定の目的と、本文案の概要を簡単に整理してございまして、窓口の一本化、事前の届出、地域との調整、建設後まで含めた配慮と調整といった内容で構成しております。概要の一番下に今後のスケジュールについて記載しており、本日、頂戴いたしますご意見を踏まえまして、９月中をめどにガイドラインの策定を行いたいと思います。続きまして、ガイドラインの本文案について説明をいたします。２、対象は発電設備容量が１００ｋｗ以上の風力発電施設等の新設、増設、大規模改修としてございます。この１００ｋｗ以上というのは、ＮＥＤＯの想定している事業を検討する規模の概ねの目安ということで設定してございます。対象地域は、本市では風力発電施設等の設置が可能な範囲、いわゆるゾーニングは考えておりませんので、市内全域を基本としてございます。次に、３、建設等に当っての調整手順について、概要を大まかな流れに沿って確認したしますと、市の環境課を対外的な窓口として一本化すること、風況調査を行う前の段階で市へ届出を行うこと、風況調査を行う前の段階で周辺住民等へ説明会を開催すること、具体的な計画概要が見えてきた段階で改めて届出を行うこと、法規制等との調整を図り、周辺住民等への影響について改めて説明を行うことなど、これらを事業者に求める内容となっております。加えて、必要に応じて専門家等より助言を求めるものとしております。　そして、調整手順においての指針としまして、４、建設等に当って事業者が遵守すべき基準を設定してございます。ここでは、騒音等の生活環境被害の防止、自然環境への影響の低減、良好な景観の形成、文化財への影響からの保護といった分野における基準を記載しております。項目に沿って説明いたしますと、まず、周辺の住宅等との距離については、騒音・振動等の生活環境全般に関わってくるものでございます。環境省の資料を参考としたものですが、６００ｍという距離は、実際にガイドラインで設定している自治体もあるものです。つぎに、騒音ですが、これは騒音に係る環境基準に準拠しているものです。また、本ガイドラインが市内全域を対象としておりますので、環境基準が設定されていない地域では、環境基準のＢ類型、主として住居の用に供される地域における基準値に準拠しております。低周波については、環境省の手引書にございます参照値を越えないものとしております。振動については、現在のところ風力発電施設自体は規制の対象施設とまではなっておりませんが、最低限、工業地域程度には、ということで、鶴岡市で定めております振動に基づく地域の指定及び規制基準より、第２種区域の基準値を超えないものとしております。電波障害は、例えば防災無線への影響を想定しているものとなります。自然環境と、光害については、本ガイドラインが市内全域を対象としていることもございまして、具体的な動植物までは記載してございませんので、実際に建設に係る届出がなされた段階で、その地域に応じた対応を事業者へ求める形を想定しております。景観と広告物については、５月に開催されました景観審議会で概ね了承頂いてございまして、鶴岡市景観条例に基づいた対応を求めているものです。最後に、文化財については、指定文化財、埋蔵文化財以外も含めてその保護・活用が図られるよう求めております。５、建設等の工事中及び工事完了後における事項では、４で挙げております基準の遵守と、鶴岡市生活環境保全条例にございます事業者の責務として、生活環境を損なわないようにということを求めるものとしております。６、設置後の維持管理等では、建設工事が完了した後の報告書の提出を求めております。また、事故防止ですとか、４と５において基準の遵守を求めてはおりますが、それでもなお騒音等の問題が発生してしまった際に、誠意をもった対応と市側への報告を求めるものとしております。７、その他でも、騒音等の障害に限らず、地域の住民等への対応をしっかりするように求めるものとなっております。８、市の施策への協力では、再生可能エネルギーを活用した施設ということで、環境学習等への活用ですとか、発電量の提示など、より開かれた施設となるよう求めております。９は一般的な見直し条項となります。本文最後の附則ですが、ここでは本ガイドラインの適用について、ガイドライン施行時点で風力発電施設等の建設が始まっているものは除くこととしております。鶴岡市における風力発電設備の設置等に係るガイドライン（案）については、以上となります。  　　ありがとうございました。ただいまの説明についてご意見ご質問がございましたらお願いします。  　　近隣で風力発電を作ろうとしたがトラブルがあったとか、具体的にトラブルがあって建設が滞っているというような例があれば教えてください。このガイドラインが適用された場合はそういうトラブルが起こらないのか教えてださい。酒田、遊佐方面で建設しようとした時に、住民の方が反対した例があったと記憶していますが、どうでしょうか。  　　市内においてはそういったものはないと認識しておりますし、ガイドラインが施行されてからと考えますと、ガイドラインの通りに実際に用地等取得する前にこちらに連絡、相談していただけるということになれば、トラブル等はあらかじめ解消できると考えております。  　　補足をいたしますが、かなり大きい設備になりますので、反対等が発生することが無いとは言えません。その一方で再生可能エネルギーを世界的に進めていこうという動きがあります。まだ鶴岡市内では問題が発生してはおりませんが、できる限り問題を回避するためのガイドラインを策定したい考えでおります。  　　意見としてですが、アメリカのシエールオイルの生産量の急増によって石油の価格が昨日あたりも１バーレル４０ドルを切る価格になっており、一時は１００ドルという価格の半値以下になっています。それと今まで石油を大量に使うアメリカが、今度は世界に向けて供給する国になったことを考えると、３．１１の原発事故以降、再生エネルギーを何とかしなければならないというような状況に変わってきていると思っております。５月から、東北電力さんも再生可能エネルギー発電促進賦課金が２円２５銭と値上がりしています。再生可能エネルギーそのものも値段がどんどん高くなるのなら、ＣＯ２がいっぱい出るような石油をどんどん燃やして電気を作ればいいということではないのですが、価格を無視したような高い値段で自然エネルギーを買って、安い値段で需要者、使用者に供給するような事業は現実的ではなくなると思います。それで、現在は稼働しているものはないということですが、風力発電を鶴岡市の中に安易に建設し、事業の採算が取れないということになりはしないか。いろんな意味でガイドラインを作成するということは大事なことだと思いますが、こういうものを設置するということは時期尚早だと思います。鶴岡市は森林文化都市を目指すのであれば、逆に住民の方に騒音とか振動とかいろんな問題をおこすような風力発電の設置はしないというような、むしろ逆の宣言をするような鶴岡市であってもいいのではないかという風に考えております。  　　ご意見ということで伺いました。ガイドラインは鶴岡市地域エネルギービジョンに基づき再生可能エネルギーの導入促進を図ることを目的としておりまして、できれば鶴岡市内で再生可能エネルギーを導入して、実際にお金が地元におちてくるような仕組みができればいいというような考えも含め、導入促進を図るとしています。その一方でこういった施設を作ることが地域の自然環境、生活環境に支障を起こすことがないようにという、防御的な面も当然ある訳です。市がガイドラインの案を示した根底の考え方は、どちらかといえば中立的な立場で、事業を行うことにより地元に問題が及ばないように進めていただくことを目的としています。ご意見いただいたような制約をかける立場となるのが良いのかは別問題でありまして、お答えするのが難しいところですので、ご理解をいただきたいと思います。  　中立的な立場だということで了解をさせていただきます。私の会社の問題で大変苦労をした実例がございます。騒音、振動それから低周波の問題での、企業と住民とのトラブルです。規制の数値がはいっておりますが、住民のうち一人でも振動騒音で夜眠れないとかの問題が起きた場合、規制値以下であっても納得してくれませんでした。このような場合は行政側としては、どうしても市民の側に立った立場で物事を進めていかなければならない。そうなると、結局私どもの機械設備を移設しなければならなくなるなどの結果となるわけです。ですから、数値が基準を満たしているから住民が納得するだろうという考え方ではなく、ガイドラインによるガードをきつくして作成していただきたいと思います。    先ほど中立的と申し上げましたのは、推進的であるのか、抑制的であるのかに関して中立的であるということです。住民との関連ということでいいますと (５)に住民等への説明というのがありまして、こちらの方で住民等に関して十分な説明を行うものとすると書いてあり、一定容量を超え環境影響評価の対象事業になる場合には住民自治組織の同意を書面で得るものとするということも書いてあります。ただいまのお話の通り、現実問題として住民の皆様の理解を得られないものは進まないという可能性は当然あるのではないかと市は考えておりますし、市としては地元から納得のいただけるものを作っていただきたいというスタンスは、これまでもそうですし、これからも変わらないと申し上げたいと思います。  　　ガイドラインを鶴岡市で制定した場合、法的な位置付けはどうなりますか。これに沿わない場合は許可しないというようなことがあるのでしょうか。条例でしたら法的な規制があるわけですが、いかがなものでしょうか。それから、事業者は風況調査に先立ち、建設等に係る環境影響を受ける範囲であると認められる住民自治組織の住民及び周辺地権者に対して当該建設等の地域及び規模の概要について事前に説明会を行うものとするとありますが、これらの人達だけでは自然環境はわからないと思います。ヒアリングといいますか説明会というのは一般市民が誰でも行ける形が良いと思います。三瀬の場合は一般市民に公開していただきましたし、そのような方向でやっていただきたいと思います。私の考えでは風力発電は進めていかなければならないと思っているところです。いわゆる原子力というのは非常に危険である、化石燃料はCO2公害には非常にマイナス面しかないと思っているので、進めていく必要があるのですが、ガイドライン的なものが鶴岡市には今までなかったのです。それと、バードストライク、バットストライク、バットは蝙蝠のことですが、蝙蝠は自分で音波を出して飛ぶので安心だと思っていたら、そうでもない事例が出てきており、それも調査の対象に必要だということが今になって出されております。日本大学大学院総合社会情報研究科の一近教授がバードストライクを研究されています。ウイング、羽に彩色することによって、バードストライクを軽減できるとあります。それが色彩なので変色することがありますが、その辺は審査される側でも意識して処置をしていただきたいということです。私としては、ガイドラインは早急に制定されて、不都合があったら訂正するということも含めて進めていただきたいです。質問と要望です。  　　ガイドラインを定めて、周辺に対して説明可能な状態にするといったような性質のものですので、規制出来るというものではありません。ただ、事業者に対しては、市が作ったガイドラインを理解していただき、ご協力をいただく形になると思います。これに限らず、生活環境対策でやっていることに関しましても市が直接規制できるものは少なく、ほとんどの場合は被害を訴える側と、被害を受けている側の間に立って、双方にご協力をお願いするという形になりますので、あらかじめ明示してご協力いただく取り決めが、このガイドラインということです。法的な効果はありませんが、住民等への説明と、専門家等の意見聴取ということがあります。市民の自由参加の形ではありませんが、ポイントをしぼって現地にお住まいの方と専門家の方にはご意見を伺うという形をとっているところです。事業者の考え方にもよりますが、今回のように一般向けの自由参加の説明会ということも考えていただければと思っているところです。バードストライクを防止するような色彩というのが景観面でどうであるかと、景観との調和が取れない恐れがあるというようなお話ですが、そもそも周囲に調和する景観というのがここに書いてあります通りに客観的に評価するのが難しいということもありますが、できる限り皆さんのご納得のいただけるような調整が図ることが出来ればと思っているところです。  　　その他ございませんでしょうか。  　　再生可能エネルギー導入促進と、生活環境、自然環境の保全ということでいろいろご検討されたのだと思います。技術的なことを教えていただきたいのですが、１つは、距離の関係で６００ｍというのがありますけども、他の市では２００ｍだったり、４００ｍだったり、６００ｍだったりと、いろいろあるかと思うのですが、今回６００ｍとされた根拠的なところはどういったものかを教えていただきたいのと、低周波音のところで、環境省の参照値を使っておりますが、環境省では基準値のような取り扱いはするべきではないといった言い方もされているのですが、その辺のところをどういう風に考えるのか、難しいところがあるのではないかと思いますが、まずその２つについて教えていただければと思います。  　　１つ目の６００ｍの距離の設定ですが、環境省で行っている報告書の中で、苦情者宅までの距離が６００ｍ以内では２７％となっているというようなものがあります。全国的な事例だと、例えば、１キロでも２キロでも本当に風力発電が原因なのかまではわからないようなケースも有ります。周辺住民の方々と合意形成を図るにあたっては、６００ｍの距離があることが望ましいのではないかという考えのもとで設定しているものです。もう一つの低周波の方もおおよそ考え方としては似たようなところになりますが、まずは、環境省の参照値が示されているということを提示しまして、その上でそういったものも合わせた判断として周辺の住民の方々が納得できる形になるように考えています。  　　ありがとうございます。付表に記載されています報告書で６００ｍと出てくるのは、発電施設の規模で５，０００キロワットから１０，０００キロワットくらいのレベルになると、ある程度苦情がでてくるようだという調査結果だと思うのですが、６００ｍという距離が問題ではなく、発電施設の規模や、どの辺からアセスの対象にするのかという調査の時の数字でしたので、それを持ってくるのは少し釈然としないというのがありました。それから低周波音については、アセスの目標値とかにしないで下さいと、数値を出した環境省が言っているので、そこを持ってきてというのは、設置する事業を計画する事業者さんの方でどうなのか気にならないのかという感じがしたところでした。  　　技術的な面でもまだ課題があろうかと思います。先ほどの予定で申しますと、9月中旬くらいには内容を固めたいと思いますので、今いただいたお話も含めまして改めて検討を進めていきたいと思います。本日この場でご相談、ご協議をお願いしておりますが、この後であっても、お気づきの点がございましたらご指摘をいただき、出来れば来月にはガイドラインとして定めてまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。  　　そのほかございませんか。ないようですので、次に（３）鶴岡市再生可能エネルギー利用施設の設置等に係る基本ガイドライン（案）について、事務局の説明をお願いします。  　　鶴岡市再生可能エネルギー利用施設の設置等に係る基本ガイドライン（案）について、説明させて頂きます。先ほど説明いたしました風力のガイドラインでは、発電設備容量が１００ｋｗ以上の風力発電施設等を対象としておりますが、今年度に入り１００ｋｗ未満の小規模な風力発電設備について、環境課以外の課に相談がありました。環境などへの影響という点では、風力のガイドラインで対象としているようなものに比べれば当然影響は少ないものでございますが、小規模なことから知らないうちに完成してしまっていたということも想定されることから、小規模な風力発電設備を含めて、いわゆる事業目的としての再生可能エネルギー発電設備の設置に際して、最低限の配慮を頂きたい事項を示すことにより、円滑な再生可能エネルギーの普及を図るために、再生可能エネルギー全般の基本的なガイドラインを策定するものでございます。具体的な内容については、環境課への事前相談を行うこと、生活環境や自然環境等への影響を極力抑えること、地域住民等への事前の周知、理解が図られるようにすることなどを求める形となっております。基本的なガイドラインということであまり複雑にはしておりませんので、実際の事案により柔軟な対応をしていきたいと考えてございます。本日、皆様よりご意見等を頂戴いたしまして、風力のガイドラインと併せて９月中をメドに策定を想定しております。以上、簡単ではございますが、説明を終わります。  ありがとうございました。ただ今の説明について、ご意見・ご質問等ございましたらお願いいたします。  バイオマスを利用した発電施設及び熱利用施設だけが設備面積になっているのはどういう理由からなのでしょうか。  数値で出せないような部分もあるということで設備面積とさせていただいております。  熱利用施設などだと何キロワットというようなものではなく、面積でしか出せない場合があるというような意味ですか。  熱利用の数値は出るのですが、実際どのような熱源になるのかということを具体的に面積で考えているので、熱源のキロワット換算で判断するのではなく、あくまでも熱利用している施設の面積で確認するということで考えているところであります。  その他ございませんでしょうか。  風力にしても、その他の再生可能エネルギーにしても、今、庄内全体の状況を考えると、日本で最初に風力発電を行ったのは庄内町、旧立川町ですが、それから遊佐町も町が主体となって風力発電を設置、酒田市も風力発電設備を設置、あるいは今問題なっているところもあるようですけども、そんな中で鶴岡市がやっとガイドラインというところまで辿り着いたのかなというイメージなのですが、ＣＯＰ２１のパリ協定を見ますと、２０５０年以降は各家庭においても電気を買うというような形はなくなるような方向で、化石燃料に依存するエネルギーはゼロであるという方向性も言われているわけでして、そういうことを考えるとイメージ的にはこれから建つ家というのは屋根に太陽光パネルがあって、給配湯はいわゆる燃料電池を使ったものになるだろうと、そうすれば各家庭における電気は余りこそすれ電力会社から電気を買うようなことはなくなり、また非常時の場合は電気自動車で対応できるというような、２０５０年以降をイメージした施策を進めていかないと時代遅れになってしまうという感想を持っております。再生可能エネルギー利用施設の設置等に係る基本ガイドライン（案）は、業者に対してのガイドラインということになりますが、こういうものはもっと早く整備するべきではなかったのかという感想を持っております。質問ではなく、意見ということでよろしくお願いします。  ありがとうございました。ただいまの話で、やっと鶴岡市でもというお話でしたが、先行して進めていた庄内町なり酒田市は行政が主体的にやっておったたわけです。近年になりまして鶴岡市内でもこういった再生可能エネルギーに関する計画を考えているというような相談が事業所の方から寄せられるようになりまして、その対応としてガイドラインを策定することとしたのでございます。また、各家庭の再生可能エネルギー施設の導入促進のために、再生可能エネルギー設備導入補助金を予算措置して進めていく考えでおります。中立的というようなことを申しましたが、どちらかに偏りすぎないで全体をよく見回しながら、どこに力を入れていくかといったようなことを今後とも考えながら進めていこうと思っているところですので、今後ともご指導よろしくお願い申し上げます。  　　要望ですが、（６）自然環境というところで、いわゆる法の環境アセスの必要のない規模の工事が出てくる可能性がある訳で、その場合も自然環境に対する環境アセスというようなものをきっちりとやらせて、また、それの評価もあわせておこない、ガイドラインに基づく指導を進めていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。  　　先ほど風力発電のガイドラインの件で、自然環境と書いておりますが、これも先ほど申し上げた通り、専門家等からのご意見を聴取するということもありますのでご意見、ご指導いただきながら事業者の方に声かけしていきたいと思います。  その他ございませんでしょうか。ございませんようでしたら次に入りたいと思います。（４）その他に入りたいと思います。事務局から何かございませんでしょうか。  事務局からはございません。  委員の皆様から何かございませんでしょうか。ございませんようですのでこれで協議を終了いたします。  俵谷会長、ありがとうございました。  続きまして、４．その他でございますが、ただいまの協議と直接関係ないことでも結構ですので、この場で何かございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか、よろしいですか。  無いようですので、これをもちまして、平成２８年度第１回鶴岡市環境審議会を終了させていだきます。先ほども申しあげましたが、本日の協議題とさせて頂きました２つのガイドライン（案）は、本日をもって確定というものでありませんので、今後もお気づきのことがありましたら、随時、ご意見を寄せていただきたいと思うところです。本日は、どうも有難うございました。 |